



つくば市自殺対策計画 中間評価

令和5年(2023年)3月

〔対象期間〕

令和元年度(2019年度)から

令和7年度(2025年度)まで

目 次

第1章 中間評価の概要

1	中間評価の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の数値目標	3
5	施策の体系	4

第2章 中間評価について

1	中間評価の考え方、方法	5
2	評価の手順	5
3	施策の評価	5
4	指標の達成状況	6
5	「C」評価となった施策について	9

第3章 今後の取り組みについて

1	性的マイノリティの現状	11
2	事業内容の変更について	12
3	事業内容の追加について	13

第4章 推進体制

1	健康づくり推進協議会	14
2	自殺対策庁内WG	14

第 1 章 中間評価の概要

1. 中間評価の趣旨

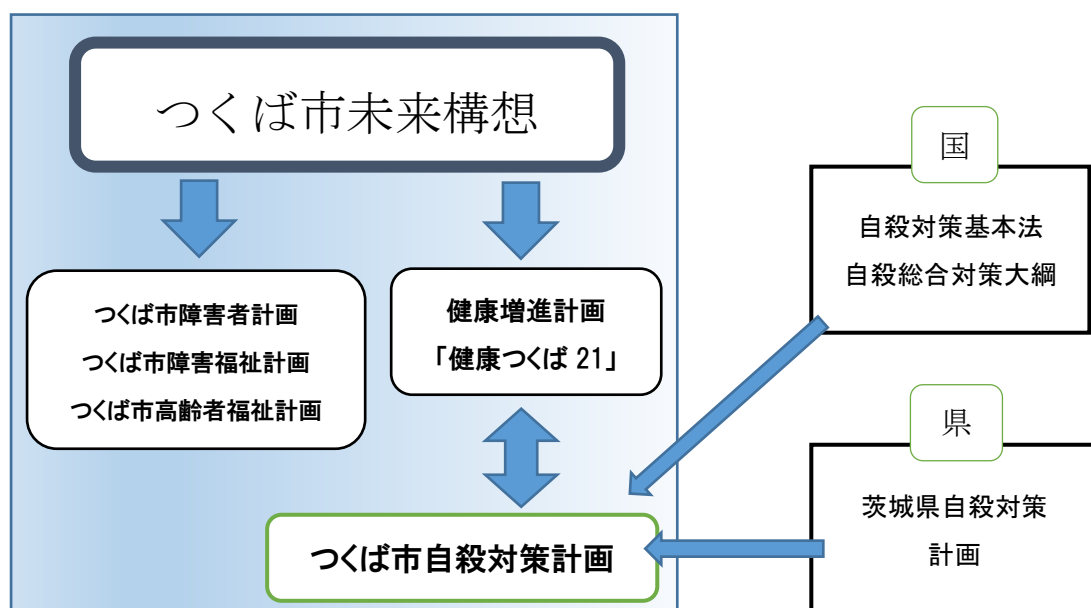
我が国の自殺者数は平成 10 年（1998 年）以降、年間 3 万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、平成 18 年（2006 年）10 月に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が施行され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から 10 年目の平成 28 年（2016 年）には、自殺対策をさらに強化するため、自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、すべての都道府県と市町村において「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

本市では、このような自殺対策を取り巻く社会的情勢を鑑み、改正自殺対策基本法に基づいて作成された「市町村自殺対策計画策定の手引」（厚生労働省）の内容を踏まえて、全庁的な取組として更に総合的に自殺対策を推進するため、令和元年（2019 年）に「つくば市自殺対策計画」を策定しました。

この中間評価では、これまでの第 1 期計画の基本的な考え方はそのままに、計画の進捗状況の中間評価を実施することで、計画策定から 3 年間で計画がどれだけ推進されたか、新たな課題は何かを洗い出し、今後 3 年で取り組むべき課題や方向性を示しました。

2. 計画の位置づけ

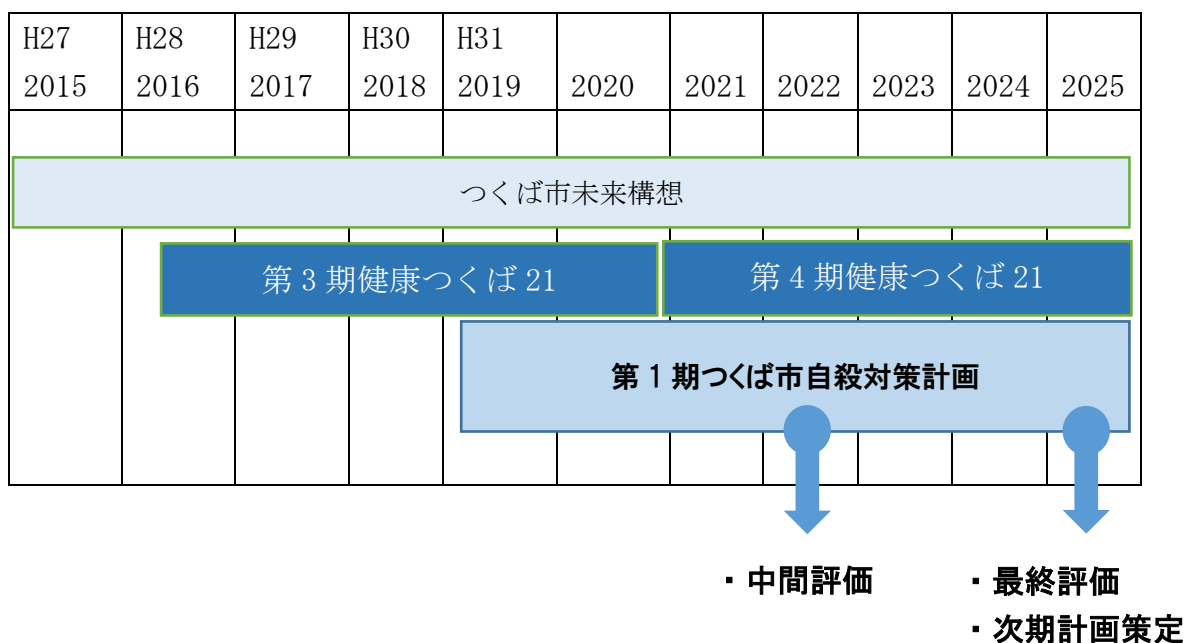
本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国が定めた「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～（以下「自殺総合対策大綱」という。）」の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。本計画は、市の最上位計画「つくば市未来構想」を基とし、健康増進計画「健康つくば 21」と整合性を持ち、自殺対策に関連するほかの計画と連携を図るものです。



3. 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱は、平成 19 年 6 月に策定された後、平成 20 年 10 月に内容の一部が改正され、平成 24 年 8 月には全体的な見直しがされました。また、令和 4 年 10 月には、我が国の自殺の実態や社会情勢を踏まえて、自殺対策の基本理念や基本方針等が整理されるとともに、当面の重点施策として「女性の自殺対策を更に推進する」等が新たに追加された、自殺総合対策大綱が閣議決定されました。このように自殺総合対策大綱は、これまでおおむね 5 年に一度を目安として、改訂が行われています。

こうしたことからつくば市の計画も、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で 7 年計画となっており、今回の中間評価は中間年度における見直しとなります。なお、本計画はその後、健康増進計画「第 5 期健康つくば 21」に盛り込みます。



4. 計画の数値目標

自殺対策基本法に示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。そのためには、対策を通じて実現を目指す具体的な数値目標等を定めるとともに、各々の取組がどのような効果を挙げたかという、個々の取組の成果についても検証と評価を行い、必要に応じて取組内容の見直しを図っていくことが求められます。

国は、平成29年7月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、令和8年（2026年）までに、自殺死亡者を平成27年と比べて10年間で30%以上減少させることを、国が進める自殺対策の目標として定めています。

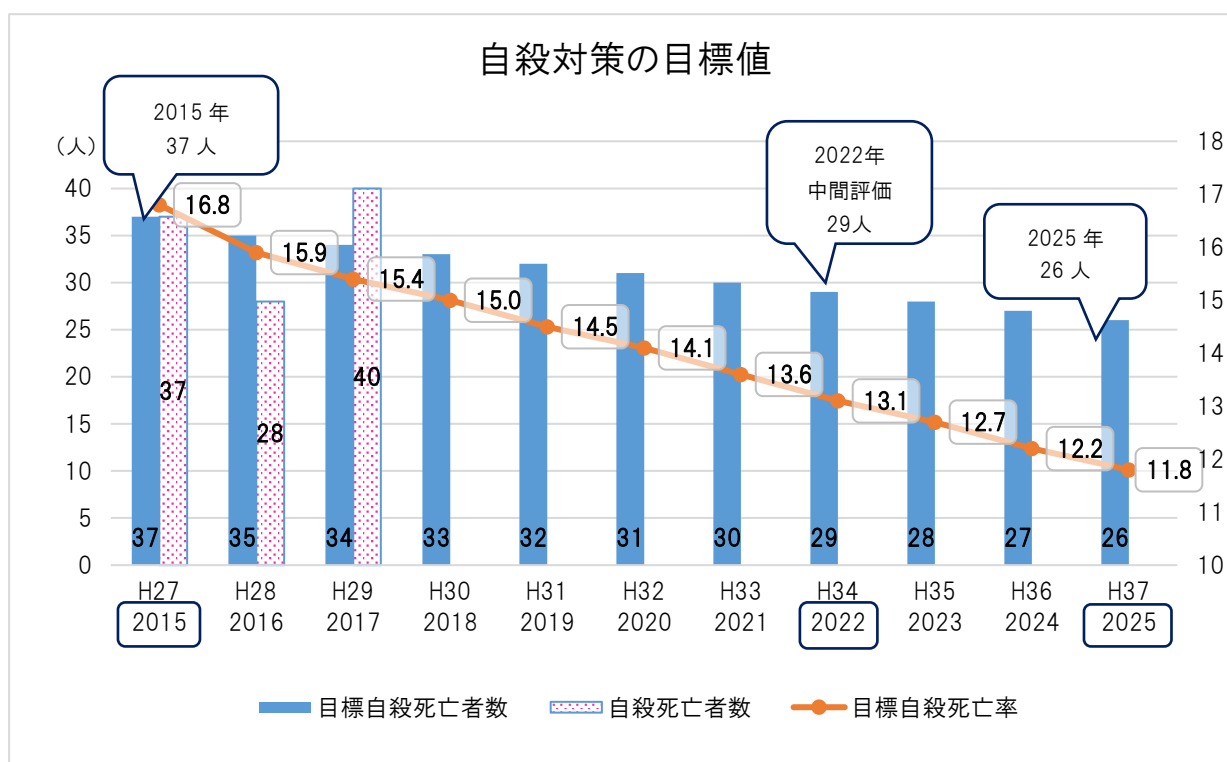
こうした国の方針を踏まえつつ、つくば市では自殺者ゼロを目指す中での当面の目標として7年後の2025年までに自殺死亡者を11.8以下（年間自殺者数26人）に減少させることを目指します。

自殺対策を通じて達成すべき目標値

	計画当初 2015年	現状値 2021年	目標値 2025年	最終目標
自殺死亡率（人口10万対）	16.8	12.41	11.8	0
年間自殺死亡者数（※1）	37人	30人	26人（※2）	0人

（※1）自殺死亡者数及び自殺死亡率は自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」による

（※2）2025年の年間自殺者数は、目標の自殺死亡率と平成27年1月1日現在住民基本台帳を基準に算出



5. 施策の体系

つくば市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた3つの「重点施策」で構成しています。

I 基本施策

自殺総合対策大綱に基づいて、地域で自殺対策を推進するに当たり、欠かすことのできない基盤的な取組として定められています。

II 重点施策

本市における自殺のハイリスク群である「高齢者」「生活困窮者」「若者」に重点を絞った取組です。

■体系図

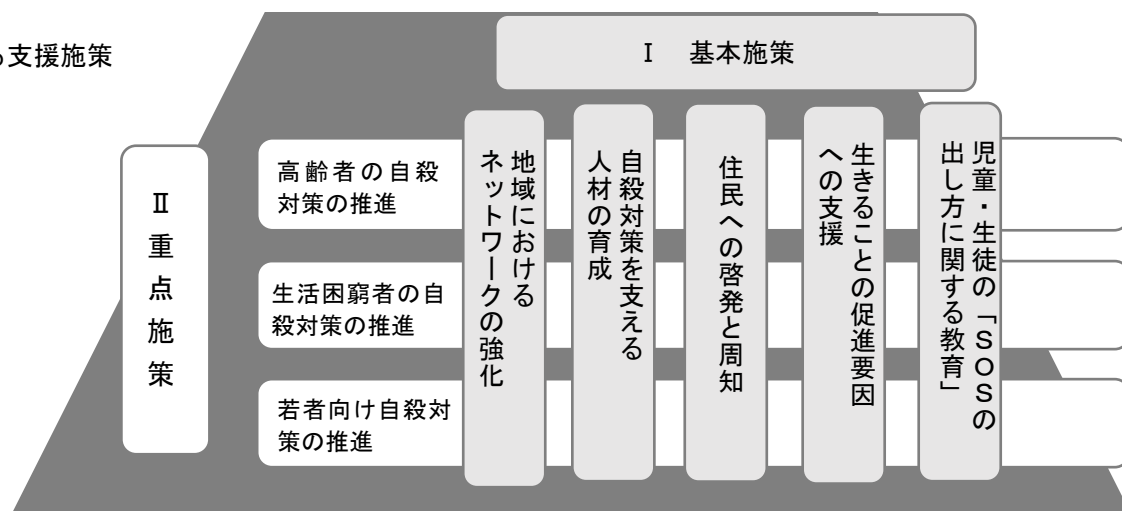
基本理念

一人ひとりが「命」を大切に、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

基本方針

- (1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連する他の施策と連携させることで、総合的な対策として展開する
- (3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る
- (4) 自殺対策における実践的な取組と、自殺問題の啓発的な取組とを合わせて推進する
- (5) 関係者の役割を明確化するとともに、関係者同士が連携・協働して取組を推進する

生きる支援施策



第 2 章 中間評価について

1. 中間評価の考え方、方法

第 1 期計画に掲げている目標について、策定時と中間評価時との比較を行い、その達成状況を次の評価基準により評価しました。

またつくば市では、第 1 期計画の推進に関する取り組みは、自殺対策庁内 WG において、年度単位の評価と進捗管理を行い、健康づくり協議会で意見聴取を行いました。

2. 評価の手順

つくば市自殺対策計画の各実施メニュー進捗状況（主に令和 3 年度）を 4 段階で評価しました。

各実施メニューの評価結果を踏まえて、5 つの基本施策と 3 つの重点施策について、評価を下記の表の通り数値化し、達成率に基づく中間評価を行うとともに進捗の課題を確認しました。

各実施 メニュー 評価	A：目標値をすべて達成もしくは実施	3 点
	B：一部目標値に届かないものの概ね達成 もしくは実施体制あり	2 点
	C：目標値に届かないが、施策を実施（一 部実施）	1 点
	D：未着手・検討段階	0 点
	直近の事業進捗状況や取り組み内容を考慮する。	

3. 施策の評価

各実施メニューの評価をもとに、各施策の評価を点数化しました。A、Bについては引き続き、事業メニューを継続して実施します。また、Cについては事業メニューを充実、Dについては、計画目標時（令和 7（2025）年）に事業メニューを再検討することとします。

評価区分	A	B	C	D
評価点	3 点	2 点台	1 点台	1 点未満

4. 指標の達成状況

自殺対策計画では、5つの基本施策においてそれぞれ評価指標を設けています。計画策定時から中間評価時にかけては、ほぼ目標値を達成している状況にあります。(表1)

表1：基本施策評価指標と目標値について

計画における項目	評価指標	目標値 (2025年度)	2021年	
			実績	目標値
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	自殺対策に関する有識者会議	必要に応じて開催する体制をとる	2回開催	2回開催
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	一般市民向けゲートキーパー研修受講者数	延べ1,000人	延べ632人	延べ450人
基本施策3 住民への啓発と周知	相談先があることを知っている人の割合(健康つくば21アンケート「相談先一覧チラシ」認知度)	15%以上	—(※)	—(※)
基本施策4 生きることの促進要因への支援	1年以内に自殺を考えたことのある人の割合(健康つくば21アンケート)	5%以下	—(※)	—(※)
基本施策5 児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」	公立小中学校・義務教育学校において「SOSの出し方教育」の授業を実施している学校	100%	100%	100%

(※)2021年度においてはアンケート未実施。2025年の計画策定時に実施予定。

中間評価では、計画策定時にある基本施策139項目(延べ142項目)及び重点施策62項目(延べ64項目)について、評価手順により施策ごとに評価しました。結果は基本施策別状況と評価(表2)及び重点施策別状況と評価(表3)のとおりです。

基本施策では、全体の92%が実施及び実施体制ありという結果でした。特に、基本施策1「地域におけるネットワークの強化」と、基本施策5「児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」では実施率100%」でした。「A」及び「B」評価だった基本施策については、引き続き事業メニューを継続することとします。

表2：基本施策別状況と評価

基本施策	該 当 事 業 数	達成度※				平 均 点	評 価
		実施	実施体制 あり	一部 実施	未 実 施		
1 地域におけるネットワークの強化	4	4 100 %	0 0%	0 0%	0 0%	3	A
2 自殺対策を支える人材の育成	25	13 52%	4 16%	4 16%	4 16%	2	B
(1) 様々な職種を対象とする研修の実施	14	10	2	2	0	2.6	B
(2) 一般市民を対象とする研修の実施	9	3	2	1	3	1.6	C
(3) 学校教育に関わる人材の育成	2	0	0	1	1	1	C
3 住民への啓発と周知	27	22 82%	3 11%	0 0%	2 7%	2.6	B
(1) リーフレット・相談窓口案内の作成 と周知	18	14	3	0	1	2.6	B
(2) 市民向け講演会・イベント等の開催	5	4	0	0	1	2.4	B
(3) メディアを活用した啓発活動	4	4	0	0	0	3	A
4 生きることの促進要因への支援	84	51 61%	32 38%	1 1%	0 0%	2.6	B
(1) 自殺リスクを抱える可能性のある方 への支援	66	38	28	0	0	2.6	B
(2) 児童・生徒や家族に対する相談体制 の充実とこころの健康	11	8	3	0	0	2.7	B
(3) 自殺未遂者への支援	1	1	0	0	0	3	A
(4) 若者の就労支援	3	2	0	1	0	2.3	B
(5) 支援者支援等の推進	3	2	1	0	0	2.7	B
5 児童・生徒の「SOS の出し方に関する教 育」	2	2 100%	0 0%	0 0%	0 0%	3	A
全 体	142	92 65%	39 27%	5 4%	6 4%	2.5	B

重点施策では、全体の95%が実施及び実施体制ありという結果でした。施策別にみると、重点施策1「高齢者の自殺対策の推進」では90%、重点施策2「生活困窮者の自殺対策の推進」では100%、重点施策3「若者向け自殺対策」では100%が実施及び実施体制ありでした。「A」及び「B」評価だった基本施策については、引き続き事業メニューを継続することとします。

表3：重点施策別状況と評価

重点施策	該当事業数	達成度				平均点	評価
		実施	実施体制あり	一部実施	未実施		
1 高齢者の自殺対策の推進	30	17 57%	10 33%	1 3%	2 7%	2.5	B
(1) 高齢者への「生きるための支援」の充実と啓発、連携体制の充実	22	13	8	1	0	2.5	B
(2) 高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの促進	3	3	0	0	0	3	A
(3) 高齢者支援に携わる人材の養成	5	1	2	0	2	1.4	C
2 生活困窮者の自殺対策の推進	11	7 64%	4 36%	0 0%	0 0%	2.6	B
(1) 生活困窮者自立支援事業との連携	2	2	0	0	0	3	A
(2) 生活困窮者に対する生きる支援の推進と連携の強化	9	5	4	0	0	2.6	B
3 若者向け自殺対策の推進	23	19 83%	4 17%	0 0%	0 0%	2.8	B
(1) 若者が相談しやすい相談窓口の周知	7	6	1	0	0	2.7	B
(2) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実	14	11	3	0	0	2.8	B
(3) 若者が利用しやすい就労相談窓口の周知	2	2	0	0	0	3	A
全体	64	43 67%	18 28%	1 2%	2 3%	2.6	B

5. 「C」評価となった施策について

各施策において、「C」評価となったのは以下の項目になります。これらについては、新型コロナ等の感染状況に応じて、研修が開催できなかつたり中止になったりした影響が大きく関与しています。今後は、感染状況に配慮し、場合によっては動画配信や開催形式の検討等を行うことで、状況に応じた施策を実施し、最終評価時に目標値が達成できるよう、積極的な取り組みを行っていきます。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 (2)一般市民を対象とする研修の実施

事務事業名	課等名	自殺対策の視点から見た事業内容
民生委員児童委員協議会運営事務	社会福祉課	民生委員・児童委員にゲートキーパー研修を実施します。
栄養改善事業	健康増進課	食生活改善推進員を対象としたゲートキーパー研修を実施します。
出前教室事業	健康増進課	出前教室の講話の中で、ゲートキーパー研修を実施します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 (3)学校教育に関わる人材の育成

事務事業名	課等名	自殺対策の視点から見た事業内容
放課後児童クラブ事業	こども育成課	放課後児童クラブの職員を対象とした研修会で、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。
学校図書館司書教諭補助員配置事業	学び推進課	学校図書館司書教諭補助員へのゲートキーパー研修の受講を推奨します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 (2)一般市民を対象とする研修の実施

(および重点施策1 高齢者の自殺対策の推進 (3)高齢者支援に携わる人材の養成)

事務事業名	課等名	自殺対策の視点から見た事業内容
生活支援サポーター養成研修事業	高齢福祉課	生活サポーター養成研修のカリキュラムの中で、ゲートキーパー研修を実施します。
認知症サポーター養成事業	地域包括支援課	認知症サポーターにゲートキーパー研修のちらしを配布し受講を推奨します。
シルバーリハビリ体操指導士定例会	健康増進課	シルバーリハビリ体操指導士に、ゲートキーパー研修を実施します。
運動普及推進員養成講座・継続講座	健康増進課	運動普及推進員養成講座・継続講座のカリキュラムの中で、ゲートキーパー研修を実施します。
地域見守りネットワーク事業ふれあい相談員養成	つくば市社会福祉協議会	地域で「見守り」活動を行うふれあい相談員にゲートキーパー研修の受講を推奨します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 (2)一般市民を対象とする研修の実施

(および重点施策3 若者向け自殺対策の推進 (2)妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実)

事務事業名	課等名	自殺対策の視点から見た事業内容
子育て支援事業	こども政策課	ファミリーサポート会員にゲートキーパー研修の情報提供をします。

第 3 章 今後の取り組みについて

今回の中間評価の結果等に基づき、事業内容について検討し、以下の取り組みを進めてまいります。

1. 性的マイノリティの現状

令和4年の自殺総合対策大綱の見直しにおいて、社会全体の自殺リスクを低下させるための施策の一環として、性的マイノリティに対する支援の充実があげられています。性的マイノリティの方々は、自殺念慮の割合が高いことが指摘されており、その背景には周囲の無理解や偏見、自身の性的指向や性自認を理解されないことへの不安があると考えられます。

自殺リスクの高さを証拠づけるものとして、ゲイ・バイセクシャル男性を対象にした1999年(1,025人)と2005年(5,731人)の全国的な調査がありましたが、それによると回答者全体の65%前後に自殺念慮経験があり、15%前後に自殺未遂経験があったとの結果が明らかになっています。

また、2016年実施の性的マイノリティの方をはじめとした全国インターネット調査結果(有効回答数15,064人)によれば、特に「刃物で自分の体を傷つけた」という自傷行為の経験に関しての質問項目においては、若者層に集中しており、10代に限定するとトランス男性50%、トランス女性42.9%と高率になっています。首都圏の男子中高生における自傷行為の経験率が7.5%(Matsumoto T, Imamura F, 2008)であり、比較すると特に10代の自傷率は6倍以上高くなっている現状があります。

つくば市では自殺総合対策大綱の内容の反映も鑑み、自殺対策計画の事業内容の変更を行います。

出典：日高庸晴.LGBT当事者の意識調査～いじめ問題と職場環境等の課題～(2016年調査)

Hidaka Y, Operario D(2006)Attempted suicide, psychological health and exposure to harassment among Japanese homosexual, bisexual or men questioning their sexual

日高庸晴(2016)ゲイ・バイセクシャル男性の健康レポート2015

2. 事業内容の変更について

中間評価に際して、以下の項目について事業内容の変更を行い、計画に基づき取り組みを進めてまいります。

計画策定時	中間評価以降の行政の取り組み	計画頁
出前教室の講話の中で、ゲートキーパー研修を実施します。	シルバークラブを対象とした、ゲートキーパー研修を実施していきます。	P28
配偶者やパートナーから暴力を受けている方等への相談を実施し、必要に応じて他の相談支援につなぎます。	配偶者やパートナーから暴力を受けている方等への相談を実施し、必要に応じて他の相談支援につなぎます。 また、性的マイノリティの方からの相談があった場合には、必要に応じて専門相談につなぎます。	P32
中年者のこころの悩みの相談に対し、状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	中年者や、性的マイノリティの方からのこころの悩みの相談に対し、状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	P34
自殺念慮や自殺未遂の相談に対し、障害福祉課や保健所等、関係機関と連携し支援にあたります。	自殺念慮や自殺未遂の相談に対し、障害福祉課や保健所等、関係機関と連携し支援にあたります。また、自殺未遂者を対象として、警察、消防、救急医療機関と連携し、再企図の予防を目的として必要な制度等につなげ、見守る支援を実施します。	P36
高齢者のこころの悩みの相談に対し、状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	高齢者や、性的マイノリティの方のこころの悩みの相談に対し、状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	P40
若者の様々なこころの悩みやひきこもり等の相談に対し、関係機関と連携し支援にあたります。	若者の様々なこころの悩みやひきこもり、性的マイノリティ等の相談に対し、関係機関と連携し支援にあたります。	P44

3. 事業内容の追加について

現在、学校では SOS の出し方教育の一環として、生徒の状況把握のための定期的なアンケートや、生徒が相談できる窓口の周知なども計画的に実施しております。また、友人関係作りの大切さや他者を思いやることの大切さを学んでいく学校の教育活動の一環として、年齢によっては、より高度な内容でのメンタルヘルスの普及啓発も可能と考えられます。

令和4年改定の「自殺総合対策大綱」において、子ども・若者の自殺対策の更なる推進と強化が重点的に取り組む課題として明言され、若者を含めたゲートキーパーの養成も推奨されていることから、中間評価に際して、以下の項目を追加し、取り組みを進めてまいります。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 (2) 一般市民を対象とする研修の実施

事務事業名	課等名	自殺対策の視点から見た事業内容	計画項
自殺対策事業	健康増進課	中学生等、若者を対象としたゲートキーパー研修を実施していきます。	P28

第 4 章 推進体制

つくば市自殺対策計画に基づく各事業は、引き続き次の体制により推進していきます。

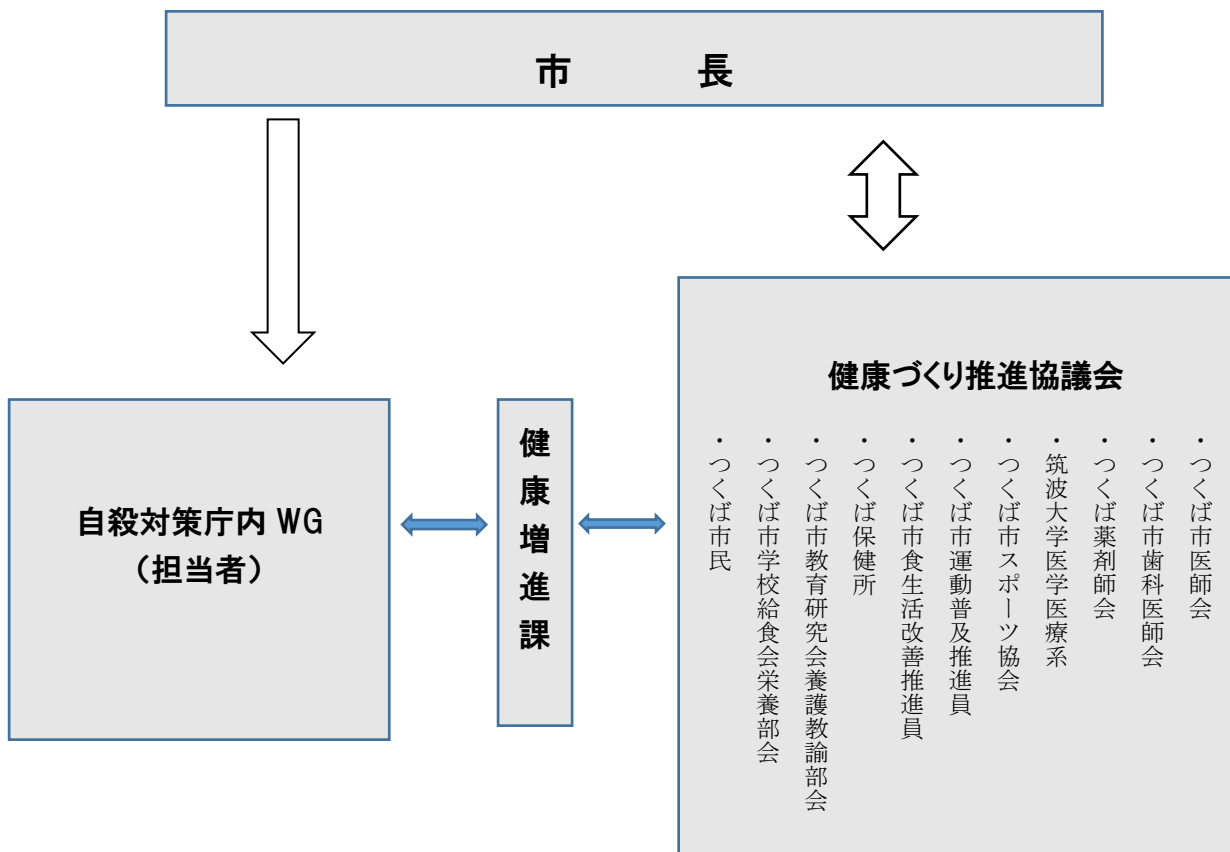
1. 健康づくり推進協議会

庁内外の関係機関や民間団体等との緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を生かして自殺対策を総合的に推進するため、庁内外の関係機関や専門家等を構成員としています。自殺対策事業や自殺対策計画の内容等についてご意見をいただきます。

2. 自殺対策庁内WG

本計画における基本施策、重点施策及び関連する生きる支援については、自殺対策庁内ワーキンググループを中心としたPDCAサイクルによる年度単位の評価を実施し、併せて健康づくり推進協議会での意見を取り入れることで目標の達成に向けた自殺対策の着実な推進を図ります。

つくば市自殺対策事業の推進体制





つくば市自殺対策計画中間評価

令和5年（2023年）3月

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市保健部健康増進課

電話：029-883-1111